

電気自動車等の普及促進税制を導入しています

(軽自動車税の軽減)

温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化対策の推進および電気自動車等（※1）に関する地域産業の活性化を図るため、電気自動車等の普及促進を目的とした電気自動車等に係る軽自動車税の軽減制度を平成26年度から導入しています（新潟県柏崎市電気自動車等の普及の促進に関する条例）。

○対象となる自動車

新規検査（※2）を受けた、次に掲げる軽自動車

- ・電気自動車
- ・プラグインハイブリッド自動車（以下「pHV自動車」※3）

○軽減額

- ・電気自動車…全額免除
- ・pHV自動車…1/2免除

☆新規検査を受けた年度の翌年度から（新規検査を受けた日が4月1日のときは、当該年度から）。

【課税額例】

車両種別	通常	電気自動車 (全額免除)	pHV自動車 (1/2免除)
軽自四輪車 乗用 自家用	10,800円	0円	5,400円
軽自四輪車 貨物 自家用	5,000円	0円	2,500円
軽自四輪車 乗用 営業用	6,900円	0円	3,400円
軽自四輪車 貨物 営業用	3,800円	0円	1,900円

※100円未満は切り捨てになります。

※1 電気自動車等とは「電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外のもの）及び充電機能付電力併用自動車（pHV自動車）」をいいます

※2 新規検査とは「道路運送車両法第59条に規定する新規検査（検査対象軽自動車に係るものに限る）」をいいます。

※3 pHV自動車とは「コンセントなどから充電可能なハイブリッド自動車」をいいます。